



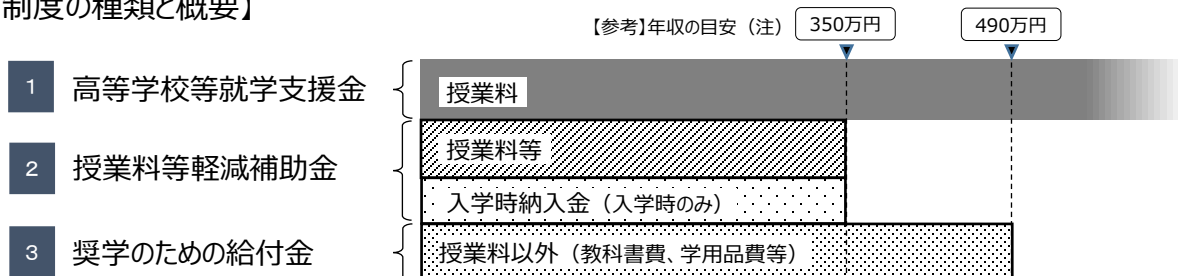
国会審議中のため、対象世帯や支給額等に変更が生じる場合があります

## 生徒・保護者の皆様へ

(私立高等学校等の教育費負担軽減制度のご案内)

家庭の経済状況にかかわらず、すべての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担を軽減する制度（返済不要）があります。

### 【制度の種類と概要】



(注)：年収の目安は、保護者どちらか一方が働き子供2人（高校生・中学生）の世帯をモデルとした参考値です。

1 高等学校等就学支援金 (学校が受け取り、授業料から差し引きます。)	
対象校	広島県内に本校がある私立高等学校（全日制課程・通信制課程）、私立専修学校(高等課程)、私立各種学校(国家資格者養成施設指定校)
対象世帯	日本国籍の生徒、日本に定住が見込まれる外国籍生徒
支給額	授業料：（全日制等） 上限年額457,200円（月額38,100円） （通信制） 上限年額337,200円（月額28,100円）

2 授業料等軽減補助金 (学校が受け取り、授業料等から差し引きます。)	
対象校	広島県内に本校がある私立高等学校（全日制課程・通信制課程）、私立専修学校（修行年限3年の高等課程）、私立各種学校(外国人学校〔文科省指定校〕)
対象世帯	・生活保護受給世帯 ・年収目安350万円未満世帯 <sup>(注)</sup>
支給額	授業料等： 上限年額600,000円（月額50,000円）※就学支援金との合計 入学時納入金：180,000円

3 奨学のための給付金 (保護者等が受け取ります。)	
対象校	私立高等学校（全日制課程・通信制課程）、私立専修学校（高等課程）、私立各種学校(外国人学校〔文科省指定校〕、国家資格者養成施設指定校)等
対象世帯	保護者等が広島県内に在住し、かつ、就学支援金等の受給対象の場合で <sup>(注)</sup> ・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯 ・年収の目安490万円未満世帯
支給額	授業料以外（教科書費、学用品費等）：最大152,000円 ※課程や世帯の収入状況により支給額が異なります。（詳細裏面）

各制度の支給額は、住民税課税対象額等により算定・判定されますので、世帯構成、世帯収入等により金額が異なります。

各制度の判定基準等については、次頁を御確認ください。

# 生徒・保護者の皆様へ

(私立高等学校等の教育費負担軽減制度のご案内)

国会審議中のため、対象世帯や支給額等に変更が生じる場合があります



## 高等学校等就学支援金

### ■対象世帯・支給額

年収目安	判定基準額	全日制 支給上限額	通信制 支給上限額
所得制限なし	所得制限なし	457,200円/年 (38,100円/月)	337,200円/年 (28,100円/月)

- 全国一律の国の制度です。在籍している学校に申請してください。
- 本校が他の都道府県にある場合は、その都道府県へお問い合わせください。



## 授業料等軽減補助金

### ■対象世帯・支給額

年収目安	判定基準額 ※1	支給上限額 ※2	入学時納入金 支給上限額
270万円未満	0円	600,000円/年 (50,000円/月)	180,000円
350万円未満	51,300円未満	600,000円/年 (50,000円/月)	180,000円 ※3

- ※1 「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（保護者等全員の合額）」  
政令指定都市の場合は 調整控除額 に3/4を乗じて計算します。
- ※2 就学支援金と合算した上限金額
- ※3 「入学時納入金－5,650円」が18万円に満たない場合は、その額を支給額とします。（5,650円は負担していただきます。）
- 在籍する学校に申請してください。
- 広島県の制度のため、他都道府県に本校がある学校へ通学する場合は対象外です。（他県にも同様の制度がある場合があります。）
- 広域通信制高校の場合は、保護者等が広島県内に在住する場合に限り対象となります。



## 奨学のための給付金

### ■対象世帯・支給額

年収目安	住民税所得割額	支給額	
		全日制等	通信制
生業扶助受給世帯	－	52,600円	52,600円
270万円未満	非課税	152,000円	52,100円
380万円未満	105,500円未満	50,670円	17,370円
490万円未満	182,500円未満	38,000円	13,030円

- 保護者等が広島県内に在住している場合に申請可能です。他の都道府県に在住されている場合は、お住まいの都道府県へ申請してください。
- 生徒が就学支援金等の受給対象であることが必要です。

申請手続は、すべて入学後に行っていただきます。

制度の詳細について

広島県のホームページを御覧いただくか、在籍する（進学予定）の学校又は広島県学事課にお問い合わせください。

[広島県ホームページ]

就学支援金、授業料等軽減補助金 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html>

奨学のための給付金 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuuhukin.html>

[広島県学事課] 電話 082-513-2755

※公立高校等の場合は、広島県教育委員会教育支援推進課（082-222-3015）へお問い合わせください。